



じんけん通信

平成 27 年(2015 年)11 月(第 91 号)

皆さんは、身近に誰かが手話をしているのを見たり、実際に手話をしたりすることはありますか。

手話は、耳の聞こえない人にとって、大切なコミュニケーションの手段です。一方で、ろう学校では手話を禁止され、社会においても手話を使うことで差別されてきた歴史がありました。

しかし、音声言語だけが「言語」でしょうか。平成 18 年 12 月に国連で採択された障害者権利条約（日本は平成 26 年 1 月に批准）には、手話は「言語」であることが明記されました。

これを受けて鳥取県では、平成 25 年 10 月、全国で初めて「手話言語条例」が制定されました。県等の責務として手話の普及や、手話を使いやすい環境の整備を進めることを定めるほか、県民等の役割も盛り込まれています。

さらに、手話が重要なコミュニケーションの手段であることを国民に広め、聞こえない人が手話を身につけ、手話で学び、手話を使いやすい環境を整備することなどをめざして、手話言語法の制定を求める動きが、全国で広がっています。

今回は、手話をつけて歌うスタイルで、講演会ライブや手話歌ワークショップに取り組んでおられる、シンガーソングライターの y o k k o (ヨッコ) さんにお話を伺いました。

特集 「手話」って す て き

♪ **手話をつけて歌うスタイルで活動されていますが、手話歌を始められたきっかけや、手話を学ぶ中で、聴覚に障害のある人への考え方について気持ちの変化などありましたらお聞かせください。**

元々は、ピアノ弾き語りのスタイルでライブ活動をしていました。活動を始めて約 1 年半程経った頃、急に声が出なくなるという経験をしました。原因が分からず、たくさ



んの薬を処方され、このまま声が出なかったらどうしようという恐怖でいっぱいだった時、以前からライブのMCで「手は言葉以上に想いを伝える力があると思う。」と、自分自身が話していたことを思い出したのです。

例えば、友人が落ち込んでいるけどなんて声をかけたらいいのかわからない時、ただ寄り添って手を握るだけでも伝わる想いがきっとある。病気の時に背中をさすってあげるだけでしんどさが和らいだり、泣き止まない赤ちゃんをお母さんが抱いてトントンとするとその温もりから伝わる愛情に安心して泣き止んだり。

手には、言葉では伝えられない温もりや愛情を伝える力がある。改めてそのことを思い出し、手話を勉強してみようと思いました。

さっそく本を購入したり、通信講座や手話サークルを調べたりしましたが、近所に手話教室を見つけ通い始めました。そのときはまだ手話歌をしたいとは考えていませんでした。単純に、もしこのまま声が出なくても言葉や想いを伝えることを諦めたくなくて、とにかく手話をやってみようという思いでした。

私の手話の先生は、“ろう者”と呼ばれる耳の聞こえない女性の方です。先生は相手にしっかり向き合い、面白いときは目いっぱい面白い表情をしたり、悲しいときはものすごく悲しい表情をするなど、全身を使って想いを伝えるということの大切さも教えてくださいました。

幸い、声は出るようになりましたが、手話という素敵なコミュニケーション方法に魅力を感じ、回復後も通い続けました。

だんだん手話も覚え、あるとき先生とこんな会話をしました。

「先生、私普段歌の仕事してるんです。」

「そうなの?! 私音楽大好きなの!!」

笑顔で返ってきた先生の言葉に私は驚きました。耳の聞こえない方がどうやって音楽を楽しむのだろう、と疑問に思ったのです。

「耳が聞こえないのに、なぜ音楽が好きなんですか?」と、尋ねたいけれど失礼な気がしてなかなか質問できませんでした。それでも勇気を出して、「先生、失礼かもしれませんが、なぜ耳が聞こえないのに音楽が好きなのですか?」と尋ねると、「だって、音楽は全身を使って楽しめるでしょ。」という答えが返ってきました。

しかし、“もし自分が耳が聞こえないとしたら音楽を聴くだろうか?”ということすら想像したこともなかった私は、「耳が聞こえない=音楽とは無縁」と勝手に思い込んでいたためピンときませんでした。

そんな私に先生は、実際にどんな方法があるかを教えてくださいました。

例えば、テレビの音楽番組では歌詞字幕を目で見えて理解する、コンサート等で使用され

る照明の光るスピードで曲のテンポやリズムを感じ取る、歌に手話をつけて手や指の動きを始め全身を使って表現する、歌っている人や聴いている人の表情から曲調を読み取る等があります。

皆さんは、風船を手にして音楽を聴いてみたことがありますか。音は振動となって身体に伝わります。和太鼓などの大きな音が身体に響いた経験はあるのではないのでしょうか。風船を持つとよりその振動を感じることができるので、耳の不自由な方が音を感じる方法の一つでもあるんです。

そして、もう一つ衝撃的だったことがあります。それは、先生に質問することを失礼なんじゃないかと思っていたことです。私はどちらかといえば優等生タイプで、小学生の頃から学級委員や生徒会役員を引き受けたり、ボランティアに参加したり、差別をしたり偏見をもったりしてないつもりでした。だから、「自分と他人は違って当たり前なのに、どうしてわからないことについて尋ねることを失礼だと思うの？きっと健常者同士なら、何もためらわずに聞いていたはず。ためらってしまったのは、相手は障害者だから（聞いたらかわいそう）という想いがあったのでは？」という先生の言葉に、自分でも気づかないうちに心の壁を作ってしまったのかもしれないと恥ずかしくなりました。

この世の中に同情されるべき人なんていないんです。その人の立ち位置や立場からみて一方的に「かわいそうな人」と決めつけているだけではないのでしょうか。

この会話をきっかけに、“聞こえる・聞こえない”に関係なく、一人でも多くの音楽好きな方が一緒に楽しめるようなライブをしたいと考え、手話歌をやってみることにしました。そして講演ライブというスタイルで自分自身の経験を話すことで、聞いてくださっている皆さんにも、「自分は心の壁をつくってしまっていないか」を一緒に考えていただくきっかけづくりをしています。知らないことによって生まれる様々な心の壁をなくしたいと思い活動しています。

♪ **歌に手話をつける上で、工夫されていることや心がけておられること、また苦勞などありましたらお聞かせください。**

勉強を始める以前の私の手話に対するイメージは、ニュース番組で見ると限り、真面目な方がやっているなあとか難しそう等、堅苦しいイメージでした。

そこで手話歌をするにあたり、手話を知らない皆さんに手話を身近に感じていただける方法はないかと考えました。最初は、髪の毛を金髪にして「この人が手話をやっているの？」という意外性や、「これって手話だったの？」という風に、自然と心



に引っかかって、少しでも手話の楽しさに触れてもらえればと、形から入っていきました。ろう者の方には、手話によって私の曲に込めた想いを届けたいと思いました。

もちろん、私のスタイルを受け取る・受け取らないは、聴いて下さる方の自由ですが、たくさんの方に届く歌を歌いたいと公言しているミュージシャンの立場として、受け取ってもらえる方の幅を広げておきたいと考えています。

私は歌に手話をつけるとき、歌詞どおりの手話は付けていません。歌詞には比喻表現などがあるのですが、遠回しな言い方はろう者には伝わりにくいのです。例えば、「心に虹がかかる」という言葉は、心が晴れやかな気分になったり、希望に満ち溢れた状態などを表していますが、ろう者にとっては、「虹は空にかかるものなのに、なぜ心に虹がかかるの？」となってしまうことがあるのです。この場合、「心が元気になり、幸せな気持ちで満たされますよ」といった手話をつけたりします。歌詞が伝えたい意味がきちんと伝わる手話をつけることを大切にしています。

ただ、歌いながらその言葉とは違う手話をするというのは慣れないうちは難しかったですね。(笑)

♪ **子どもからお年寄りまで、教育現場や福祉施設など様々なところで手話歌ワークショップをされていますが、取組への思いやワークショップの内容、参加者の感想など、お聞かせください。**

目の前にいる相手に、声や道具を使わずに伝えたいことを正しく伝えるためには、きちんと相手に向き合い顔を見て、ありのままの気持ちを全身を使って表現しなければなりません。コミュニケーションをとるときに一番大切なことを、私は手話から改めて学びました。



日常ですぐに使える、「ありがとう」という手話を、yokkoさんから教えていただきました。左手の甲にのせた右手を、垂直に上げます。相撲で勝った力士が、賞金をもらい賞金を受け取る際に手刀を切るしぐさに由来しています。

ですから、手話を身近なコミュニケーションの方法として皆さんにも感じていただけたらと思っています。

手話歌ワークショップでは、オリジナル曲の手話歌や経験談の語りに加え、日常生活で使える挨拶などの手話や皆さんがよく御存知の曲で手話歌にチャレンジしていただいています。

手話は一見難しく見えるかもしれませんが、手の動きや形には意味があります。その意味を説明すると、「なるほど！」とお子様からお年寄りまで皆さん一緒に楽しんでやってくれます。手話に対するイメージが変わったと言っただけたり、これをきっかけに手話の勉強を始めくださる方も増え、とても嬉しく思っています。

実際にやってみて、どう感じるか。やはり、感じる事がすべてだと思うのです。

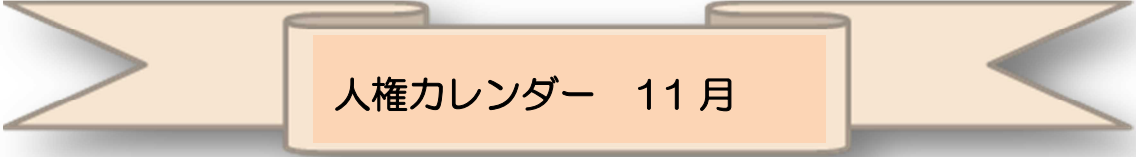
そして、手話に限らないことですが、知らないことに少しでも触れておくことによって、急に知らないことに遭遇しても、すっと向き合えるというか、構えず接することができると思います。この先みなさん自身やご家族が聴力を失うかもしれませんし、たまたま接客したお客様が耳の聞こえない方ということもあるかもしれません。そんな時、手話に触れた経験があれば、向き合い方が変わると思うのです。だから、多くの子どもたちが早く手話に出会ってくれるといいなと思います。その時は意味を理解できなくても、様々なことに触れておく機会を、大人が提供できるといいのではと思っています。私も今後もたくさん子ども達にも出会って、一緒に楽しく学ぶ機会をつくりたいです。

♪ 今後の抱負やメッセージをお聞かせください。

日々の活動を通じて、本当に多くの出会いがあります。色々な考えや立場の方から悩みや苦しみを聞かせていただくこともあります。人は、知らないことには心の壁を作ってしまうがちです。だから、講演を通じて私が皆さんと共有することで、一緒に向き合って考えたり大切なものを感じ合える輪が広がっていけばいいなと思っています。



今後も滋賀県内外問わず、一か所でも多くの場所で一人でも多くの方にお会いできるように活動していきたいです。



人権カレンダー 11月

- **児童虐待防止推進月間**

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を実施しています。県内でも虐待の未然防止や早期発見を目的に、オレンジリボンによる広報啓発等が実施されます。本年度の標語は『「もしかして」あなたが救う 小さな手』です。

- **子ども・若者育成支援強調月間**

内閣府では、毎年11月を子ども・若者育成支援強調月間と定め、期間中に、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとされています。

- **1日 滋賀教育の日**

「滋賀教育の日」は、県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成18年(2006年)に制定されました。

県民をはじめとして、地域、企業、学校など、教育に関係する機関・団体それぞれが主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図ります。

- **4日～11日福祉人材確保重点実施期間**

厚生労働省では、11月4日から11月17日までを「福祉人材確保重点実施期間」として設定し、関係機関と連携して、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進するための取組に努めることとしています。

- **6日 戦争と武力紛争による環境搾取防止のための国際デー**

平成12年(2001年)11月5日、国連総会は毎年11月6日を「戦争と武力紛争による環境搾取防止のための国際デー」とすることを宣言しました。武力紛争時の環境被害が紛

争終結後もなお、しばしば国境や世代を超越して長年にわたって生態系と天然資源に悪影響を及ぼすと考えられたからです。また、私たちが共有するこの環境の保全活動の必要性を強調した「国連ミレニアム宣言」も改めて確認されました。

- **8日～21日 家族の週間**

- **15日 家族の日**

- 内閣府では、子供を家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めてもらうために、平成19年度(2007年度)から11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っています。

- **11日 介護の日**

- 厚生労働省では、“介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日”として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。

- **12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動**

- 平成13年(2001年)6月5日、内閣府男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するという決定がされました。

- この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

- また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

- **17日～23日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間**

- 夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための活動を強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間が実施され、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じることとなっています。

- 電話番号:0570-070-810(ゼロナナゼロのホットライン)

- **20日 世界のこどもの日**

- 昭和29年(1954年)、国連総会は全ての加盟国に対し「世界のこどもの日」を制定して、これを子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日に当てるよう勧告しました。具体的な日付の制定は各国政府の判断に委ねられています。一般的には、昭和59年(1959年)に「子どもの権利宣言」を、また昭

和 58 年(1989 年)に「子どもの権利条約」を採択された 11 月 20 日を制定されていますが、日本は 5 月 5 日のこどもの日を日本版「世界のこどもの日」としています。

- **25 日 女性に対する暴力撤廃国際デー**

国連総会は平成 11 年(1999 年)12 月 17 日の決議で、11 月 25 日を「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に指定し、各国政府や国連機関、NGO が一般の意識を高めるための活動をこの日に行うよう促しました。女性運動活動家たちは昭和 56 年(1981 年)以来、11 月 25 日を暴力反対の日としてきました。昭和 36 年(1961 年)のこの日にドミニカ共和国の政治活動家ミラバル三姉妹が暗殺されたことに由来しています。

- **25 日～12 月 1 日 犯罪被害者週間**

平成 17 年(2005 年)12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間(11 月 25 日から 12 月 1 日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

シンケンダーのちょっと一言

県内に約 50 の手話サークルがあるのだー
ぜひ一度体験してほしいのだー

手話サークルとは・・・

聞こえない人と聞こえる人が集まり、
手話を通じて、お互いに学び合える場所です。
聞こえないってどういうこと？
聞こえない人たちの暮らしは？
聞こえる人は、何ができる？

時には、みんなで食事会・お花見・ハイキング・クリスマス会…

幅広い年代の方と交流ができ、コミュニケーションの大切さを学べるそんな場所です。

☆サークルごとにカラーが様々ですので、一度、訪ねていただき、ご自分に合ったサークルを選んでください。



手話サークルについては下記へお問い合わせください。

手話サークルお問合せ先				
			電話	FAX
1	大津市福祉子ども部	障害福祉課	077-528-2745	077-524-0086
2	彦根市福祉保健部	障害福祉課	0749-27-9981	0749-26-1767
3	長浜市健康福祉部	しょうがい福祉課	0749-65-6518	0749-64-1767
4	近江八幡市福祉子ども部	障がい福祉課	0748-31-3711	0748-31-3722
5	草津市健康福祉部	障害福祉課	077-561-2363	077-561-2480
6	守山市健康福祉部	障害福祉課	077-582-1168	077-581-0203
7	栗東市健康福祉部	障がい福祉課	077-551-0113	077-553-3678
8	甲賀市健康福祉部	障がい福祉課	0748-65-0702	0748-63-4085
9	野洲市健康福祉部	障がい者自立支援課	077-587-6087	077-586-2177
10	湖南市健康福祉部	社会福祉課	0748-71-2364	0748-72-3788
11	東近江市健康福祉部	障害福祉課	0748-24-5640	0748-24-5693
12	米原市健康福祉部	社会福祉課	0749-55-8102	0749-55-8130
13	高島市健康福祉部	障がい福祉課	0740-25-8516	0740-25-5490
14	近江八幡市社会福祉協議会 (日野町福祉課・竜王町福祉課)	在宅福祉課	0748-33-1699	0748-33-1655
15	滋賀県健康医療福祉部	障害福祉課	077-528-3542	077-528-4853
16	県立聴覚障害者センター		077-561-6111 077-561-6133	077-565-6101